# 熊本市公共施設等総合管理計画(素案)

令和3年(2021年)12月 熊本市

# 目次

I	計画の目的等	1
	1. 目的	1
	2. 計画の対象期間	1
	3. 計画の対象範囲	2
	4. 計画の位置づけ	2
П		
	1. 人口特性・人口動態	
	(1)人口の推移	
	(2) 将来人口推計	
	2. 市の財政状況	
	(1) 歳入	
	(2) 歳出	
	(3) 市債現在高及び公債費の推移	
	(4) 財政調整基金及び市債管理基金現在高の推移	
	3. 保有する公共施設等の状況	
	(1) 保有する建築物の状況	
	(2) 保有するインフラの状況	
	(3)公共施設等の有形固定資産減価償却率の状況	
	(4) 保有する土地の状況	
	4. 今後の公共施設等の更新等にかかるコスト試算	
	(1) 公共建築物における自然体のコスト試算	
	(2) 個別長寿命化計画等を踏まえた公共建築物のコスト試算	
	(3) 基本方針を踏まえた公共建築物のコスト試算	
	(4) 長寿命化計画を踏まえたインフラ資産のコスト試算	
ш	公共施設等の課題	
	1. 保有する建築物に関する課題	
	2. 保有するインフラに関する課題	
	3. 保有する土地に関する課題	
	4. 公共施設の管理上の課題	
	5. コロナ禍における公共施設等の課題	
IV		
1,	1. 基本方針	
	2. 公共施設マネジメントの具体的な取組	
	(1) 資産総量の適正化	
	(2)施設の長寿命化の推進	
	(3) 施設運営に要する総コストの削減	
v	計画推進のために	
•	1. 計画推進の体制	
	(1) 全庁的な計画推進体制	
	(2)情報共有に関する体制	
	(3)職員の意識改革	
	(4) 市民との情報共有等	
	2. 個別長寿命化計画(行動計画)の策定・見直し	
	3. 今後の取組等	
	4. 本計画の見直し	

# I 計画の目的等

#### 1. 目的

本市では、高度経済成長期及び人口増加が著しかった昭和50年代を中心に、増加する人口や多様化する市民ニーズに対応するため、庁舎、学校、市営住宅等の公共建築物を集中的に整備してきました。

また、道路、下水道などのインフラ資産についても、合併等により拡大する市域に受益が行き渡るよう、整備を推進してきました。

しかしながら、これまで右肩上がりだった人口がピークを迎え、今後、人口減少や少子高齢化による年齢構成の変化により、社会構造や市民ニーズが大きく変化することが見込まれ、行政サービスのあり方についても見直すことが必要な状況になりつつあります。

さらに、これまで整備してきた公共施設の老朽化も確実に進行しており、近い将来、これらの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の費用が必要となることが想定されます。

財政面においては、今後の人口減少の影響による市税収入の減少や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等により、全ての公共施設を現状の規模で維持する前提では、施設の維持更新費用の捻出が困難な状況が見込まれます。

このため、今後、施設の維持更新費用を適正な水準に抑えていくことは、重要な課題です。

この課題を解決し、持続可能な市政運営を担保するためには、これまでのような施設ごとの対処療法的な維持更新ではなく、総合的な視点に立った効果的・効率的・計画的なマネジメントの取組が求められます。

このため、本市では国の指針に基づき、市の資産状況を適切に把握し、既存施設の長寿命化を図るとともに、更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けた取り組みの指針として、平成28年度(2016年度)に「熊本市公共施設等総合管理計画」(以下「本計画」といいます。)を策定しました。

今回、本計画策定以降、国の指針が改訂され、また本市においては個別長寿命化計画の策定が概ね 完了したことなどを踏まえ、今後の更新費用推計や分野別方針を見直すなど、本計画を一部改定する こととします。

なお、この計画は、最上位計画である「熊本市総合計画」を含めた関連計画との整合を図り、財政の中期見通しとも連動するよう、実効性のある計画として策定するものです。

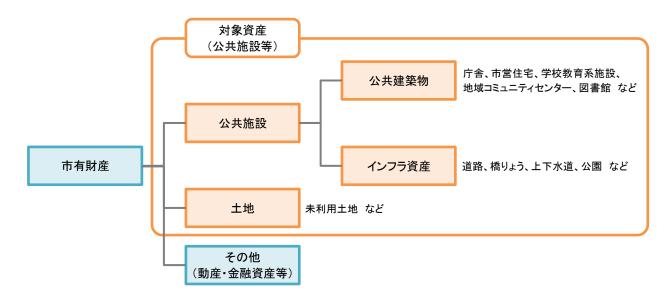
#### 2. 計画の対象期間

公共施設の総合的管理の観点や耐用年数等を考慮し、計画期間は中長期的なものとする必要があります。高度経済成長期及び人口が著しく増加した時期に建設された建築物やインフラ資産の建て替え・更新時期を見据え、平成28年度(2016年度)から令和37年度(2055年度)までの40年間を対象期間とします。

# 3. 計画の対象範囲

本市が保有する全ての公共施設及び土地を対象とします。また、分類は以下のとおりとし、それぞれの管理の方針や資産の有効活用について方向性を検討します。

市民が利用する施設
庁舎等の行政施設
道路・橋梁等のインフラ資産
公営企業会計の施設
公共用地

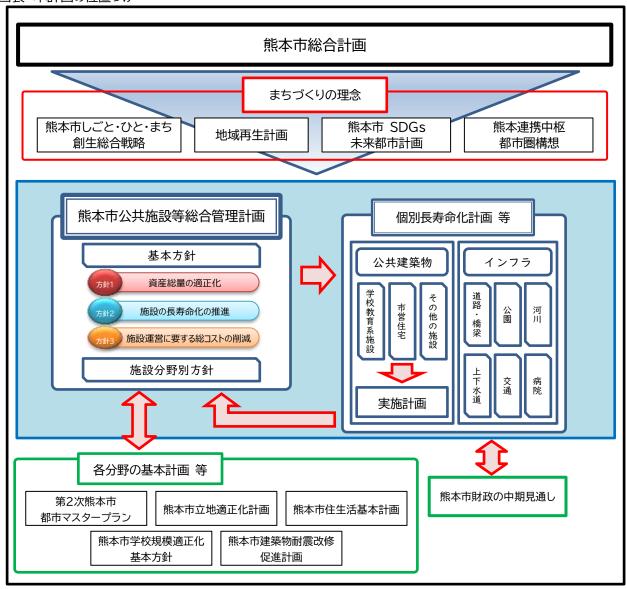


#### 4. 計画の位置づけ

本計画は公共施設等の適正化・長寿命化を図る観点から、公共建築物をはじめインフラ資産や土地等、市有財産の総合的管理の指針を示す計画として策定するものです。

市の最上位計画である総合計画はもとより、都市マスタープランなど公共施設の配置や役割が影響を及ぼす計画が多数あることを踏まえ、これらの計画と連携し整合性を図る必要があります。 他の計画との連携・整合のイメージは以下のとおりです。

# 図表 本計画の位置づけ



# SDGs と公共施設マネジメントの取組

SDGs (エスディジーズ (持続可能な開発目標)) は、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のために取り組む 17 の開発目標のことです。熊本市は令和元年 (2019 年)に SDGs 未来都市に選定され、「熊本市 SDGs 未来都市計画」を策定しています。本計画では、SDGs に示す以下の3つの目標を念頭において事業を推進することが必要です。

#### 公共施設等管理計画に関わる SDGs







# Ⅱ 公共施設に関連する市の概況

# 1. 人口特性 人口動態

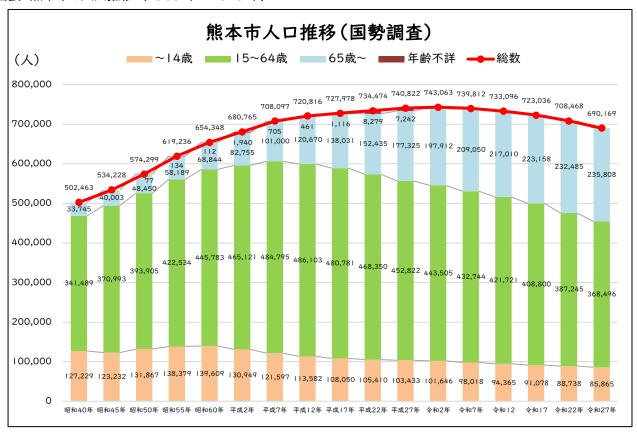
# (1)人口の推移

熊本市の総人口は、令和2年頃をピークに緩やかに減少する見込みとなっています。

令和 2 年 (2020 年) から令和 22 年 (2040 年) までの 20 年間に、年少人口 (15 歳未満) は約 1.3 万人、生産年齢人口 (15 歳以上 65 歳未満) は約 5 万 6 千人減少する見込みとなっており、いずれも既に減少局面にあります。

一方、老年人口(65歳以上)は増加傾向にあり、今後20年間で約3万5千人増加し、総人口に占める割合は令和22年(2040年)時点で32.8%と3割を超える見込みです。

## 図表 熊本市の人口推移(1965年~2040年)



備考:令和2年(2020年)以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータに基づ、推計値

資料:総務省統計局「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」

# (2)将来人口推計

「熊本市人口ビジョン」の将来展望においては、今後、市民の希望が実現された場合、合計特殊出生率は2030年に2.0、2040年に2.1まで向上し、過去5年間の2,000人規模の転入超過が維持される前提であれば、2050年に70万人程度、2080年頃に65万人程度の人口が確保されると見込まれています。



図表 熊本市の総人口の長期的推計と将来展望

資料:熊本市人口ビジョン

※ (1) (2) のいずれの試算においても、今後、人口は減少していくことが見込まれます。

# 2. 市の財政状況

# (1)歳入

令和元年度(2019年度)一般会計決算における歳入総額は3,963億円となっており、合併や政令 指定都市移行に伴う県からの権限移譲の影響等により、近年は増加傾向です。

基幹的な自主財源である市税収入は 1,178 億円であり、近年はやや増加傾向にありますが、政令 指定都市の中では、市税収入額、市民1人当たりの市税額ともに最下位であり、本市の財政力の弱さ が見受けられます。借入に当たる市債については、合併に伴う関連事業の推進や権限移譲による国県 道の整備に充てる起債や臨時財政対策債の増加などにより近年は増加傾向にありましたが、平成28 年度(2016年度)以降は、熊本地震で被災した公共施設の復旧などの災害復旧事業に伴う借入や、 熊本城ホール整備等の中心市街地再開発・熊本駅周辺の整備等により大幅に増加しています。

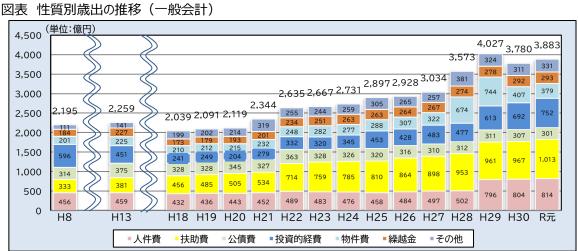
#### (単位:億円) 4,500 4,149 3,883 3,963 4,000 3,500 216 2,945 2,984 3,084 239 ,680 2,704 <u>2,7</u>63 3,000 2,427 2,311 214 2.218 2,500 2,0<del>91 2,126 2,152</del> 432 2,000 337 351 1,139 405 1,200 315 1,500 294 762 308 635 612 625 348 391 568 381 401 1,000 1,178 500 946 961 - 983 990 981 994 911 886 843 853 0 Н8 H13 H18 H19 H20 H21 H22 H23 H24 H25 H26 H27 H28 H29 H30 R元 ■県支出金 ■地方交付税 ■譲与税等 ■市税 ■市債 その他

図表 歳入内訳別推移(一般会計)

# (2)歳出

令和元年度(2019 年度)一般会計決算における歳出総額は 3,883 億円となっており、歳入と同様 に合併や政令指定都市への移行による影響で、近年は増加傾向です。

特に生活保護費等の扶助費の増加が著しく、他の歳出を圧迫する大きな要因となっています。普通 建設事業費などの投資的経費は、平成 22 年度(2010 年度)以降、合併の影響及び区役所や分離新設 校の整備、国県道整備の権限移譲の影響により増加傾向にありましたが、熊本地震以降、災害復旧費 や中心市街地再開発事業等の影響により、平成29年度(2017年度)以降、大幅に増加しています。

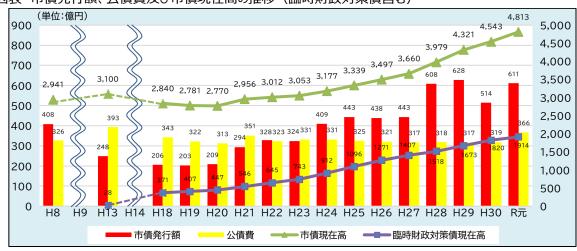


# (3)市債現在高及び公債費の推移

市債残高については、過去の投資的経費の抑制により減少傾向にありましたが、合併に伴う旧町残 債の引継ぎや、熊本地震に伴う災害復旧事業債の発行、臨時財政対策債の残高の増加により、令和元 年度 (2019 年度) 末の残高は 4,813 億円となり、過去 10 年間で残高が一番少ない平成 21 年度 (2009 年度)の2,956億円と比べ1,857億円の増加となっています。

このうち、臨時財政対策債については、平成13年度(2001年度)から普通交付税の代替財源とし て発行され、その残高は年々増加し令和元年度 (2019年度) 末の残高は 1,914億円となっています。 臨時財政対策債については、後年度において全額が普通交付税に算定され、地方団体の財政運営に

支障が生じないよう措置されてはいるものの、市債残高を押し上げる要因となっています。



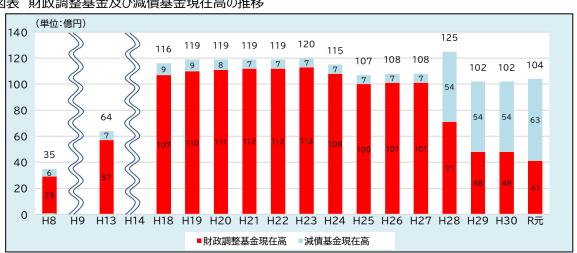
図表 市債発行額、公債費及び市債現在高の推移(臨時財政対策債含む)

(普通会計)

# (4)財政調整基金及び市債管理基金現在高の推移

財政調整基金は、平成 23 年度(2011 年度)まで 110 億円程度で推移していましたが、平成 24 年 度(2012年度)以降、九州北部豪雨に伴う災害復旧や食肉センター廃止に伴う関連事業、さらには 熊本地震への対応や新型コロナウイルス感染症対策などで取り崩しを行ったため、令和元年度(2019 年度) 末の残高は41億円となっています。

なお、市債管理基金については、熊本地震に伴い発行した災害復旧事業債等の後年度の償還に備え 積立てを行った結果、令和元年度(2019年度)末の残高は63億円となっています。



図表 財政調整基金及び減債基金現在高の推移

# 3. 保有する公共施設等の状況

# (1)保有する建築物の状況

# 【概況】

令和3年(2021年)4月1日時点で1,602施設 (4,378 棟)、総延床面積は256.8万㎡であり、市 民1人当たりで換算すると 3.48 ㎡となっていま す。

分類別では、市営住宅(91.3万㎡、35.6%)が最 も多く、次いで学校教育系施設(88.0万㎡、34.3%) となっており、この 2 分類で全体の約 7 割を占め ていることになります。

また、その他の建築物の用途は多岐に亘ってお り、各分野で市民サービスに利用されています。

と、政令指定都市の中では平均的な水準となっています。ただし、人口 100 万人以下の政令指定都市 の中では保有量が多い状況にあることから、今後、適正化に向けて取り組む必要があります。

分野別の比較においては、学校が平均的な水準で、住宅がやや多く、その他公共施設は少ない状況 となっています。これは、まちづくりセンターに公民館や図書室、児童室が併設されるなど、他都市

# 学校教育系施設 34.3% 人口1人当たりの公共施設床面積を算出する と比較して施設の複合化が図られていることが一因であると考えられます。 また、保育所及び幼稚園について、私立の施設の割合が多いことも影響していると考えられます。 図表 平成30年度(2018年度)公共施設状況調査に基づく政令指定都市比較

図表 市施設分野別延床面積割合

子育て支援施設 1.3%

総延床面積

256.8 万㎡

その他

保健・福祉施設 1.4%

産業系施設 1.4%

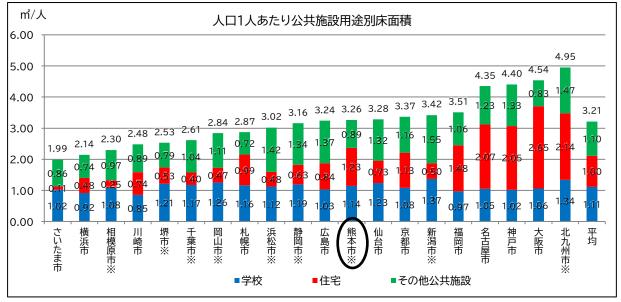
スポーツ・レクリエーション系施設

2.0%

供給処理施設 2.7% 医療施設

3.4%

社会教育系施設



※・・・人口 100 万人以下の都市

# 【本計画策定後の延床面積の推移】

本計画の策定当時(平成27年〔2015年〕4月1日時点)の総延床面積は243.5万㎡でしたが、計画策定時から予定されていた西部環境工場の建替えや熊本城ホール新規整備、平成28年(2016年)熊本地震で被災された市民の方への支援に向けた災害公営住宅の新規整備などにより、本計画改定時点(令和3年〔2021年〕4月1日時点)の総延床面積は13.3万㎡増加し、256.8万㎡となっています。ただし、256.8万㎡には、建替えを行った西部環境工場などの公共建築物のうち、解体が終わっていないものが含まれており、順次、解体を行うこととしています。

図表 総延床面積の推移(平成27年(2015年)4月1日~令和3年(2021年)4月1日)

△:増加 ▼:減少

	平成 27 年(2015) 4月1日	令和3年(2021年) 4月1日	増減	主な増減
市営住宅	88.4 万㎡	91.3 万㎡	+2.9 万㎡ (+3.3%)	△災害公営住宅(南熊本第二団地 外) ▼四方寄団地
学校教育系施設	85.8 万㎡	88.0 万㎡	+2.2 万㎡ (+2.6%)	△龍田西小学校、特別支援学校、校舎増築 ▼藤園·託麻共同調理場
その他の施設	69.3 万㎡	77.5 万㎡	+8.2 万㎡ (+11.8%)	<ul><li>△新熊本市民病院、熊本城ホール、 新西部環境工場、東部堆肥センター 植木中央公園運動施設</li><li>▼中央老人福祉センター、 秋津浄化センター、健軍自転車駐車場</li></ul>
合計	243.5 万㎡	256.8万㎡	+13.3 万㎡ (+5.5%)	
※建替え等に伴い、今後解体を予定している施設		る施設	-5.3万㎡	▼旧西部環境工場、旧熊本市民病院、 旧城南まちづくりセンター など

一方で、被災した公共建築物の建替えの際に、近隣公共施設との合築・複合化による延床面積の抑制や、市民ニーズの変化などを踏まえた施設の用途廃止、転用等に取り組むなど、資産総量の適正化に向けた取組も着実に推進してきました。

#### 図表 複合化・集約化に伴う延床面積の削減状況

旧施設名	延床面積		新施設名	延床面積	削減効果	
旧中央公民館	1,877.62 m²	$\Rightarrow$	中央公民館	2 220 21 🗝	630.31 m	
旧中央老人福祉センター	1,082 m²	(集約化)	中央公氏語	2,329.31 m <sup>2</sup>	(▲21.3%)	
旧城南まちづくりセンター	3,936.04 m	$\Rightarrow$	城南まちづくりセンター・	2,475.94 m	2,128.91 mੈ	
旧城南老人福祉センター	668.81 m	(複合化)	城南老人福祉センター	2,4/3.94 111	(▲46.2%)	

#### 図表 公共施設の用途廃止状況

廃止年月	従前の施設名称
H29.4	みかん実験農場、秋津浄化センター、五郎ケ池老人憩の家、田迎老人憩の家
H30.4	母子・父子福祉センター
H31.4	植木温泉福祉交流館、四方寄団地
R 2 .4	雁回敬老園、天明多目的農事研修所、九品寺老人憩の家、白坪高齢者生きがい作業所

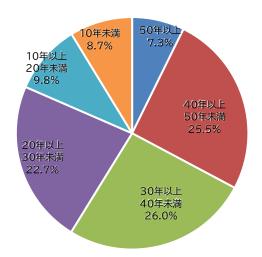
# 【公共施設の築年別整備状況】

人口の増加に伴い、昭和 50 年代に教育施設や市営住宅等の施設を数多く整備してきました。集計した建築物の単純平均による経過年数は約31年となっています。

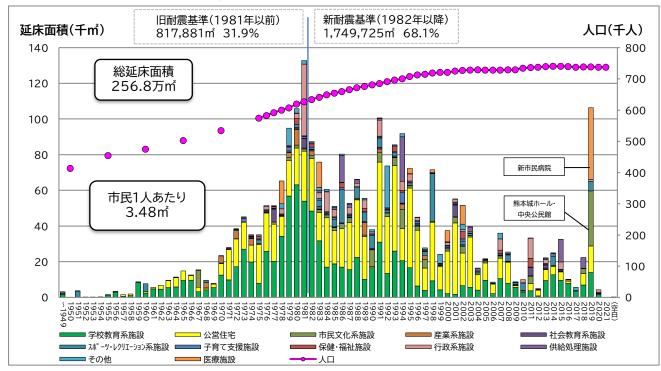
建築物の耐用年数は、構造や利用状況によって差があるものの、適切にメンテナンスを行えば、概ね 60 年程度であると一般的に言われています。

既にこの耐用年数の半分である建築後 30 年を経過した建築物は 151.0 万㎡であり、全体の 58.8%を占めている状況です。また、旧耐震基準である昭和 56 年 (1981 年) 5 月以前に建築された施設は、81.8 万㎡、全体の 31.9%となっています。

# 図表 経過年数別床面積割合



#### 図表 年度別整備延床面積(公共施設)



図表 主な施設の建築年度(経過年数) [R3.4.1 現在]

施設名	建築年度	経過年数
水前寺運動公園(水前寺競技場)	1951	70
熊本市民会館(シアーズホーム夢ホール)	1967	54
本庁舎(中央区役所)	1981	40
総合体育館·青年会館	1986	35
東部環境工場	1994	27
総合屋内プール(アクアドーム)	1998	23

# (2)保有するインフラの状況

熊本市では、以下のインフラ資産を保有しています。

# 図表 熊本市インフラ資産一覧

	新DII	→+>+佐=几	施設数	施設数
	種別	主な施設	(令和3年4月1日現在)	(平成 27 年 4 月 1 日)
		丰栄	12,736 路線	11,785 路線
		市道	3,406 km	3,369 km
		日光	5 路線	5 路線
	\ <del>\\</del>	国道	37 km	37 km
	道路	10 /**	50 路線	48 路線
		県道	348 km	339 km
			2,988 路線	2,882 路線
		橋梁	36 km	
			5 本	
		一級河川	23.7 km	
			3 本	
		二級河川	3.7 km	
			31本	32 km 5 本 23.7 km 3 本 3.7 km 31 本 48.4 km 14 本 29 km 13 路線 19 km 25 施設 2 門 1,048 箇所 586 ha 117 路線 50 km 2 路線 3 km 40 施設 49 km 4 施設 3 漁港 2,114 m
		準用河川	48.4 km	
	河川	A0.445 1.00	13本	
		一般排水路 (普通河川)	24 km	
		(1,2,3,1)		
		都市下水路	13 路線	
		++1-1/+46/+日	19 km	
		排水機場	25 施設	
		水門・樋門	2門	
	公園	都市公園等	1,140 箇所	-
			591.53 ha	
		農道	151 路線	
		,_	59.5 km	
	農業施設	林道	2 路線	
			5.1 km	3 km
		農業用排水機場	40 施設	40 施設
唐	農業集落排水施設	管渠	50 km	49 km
л	《未来/日]//7/7/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1/1	週末処理施設	4 施設	4 施設
		第1種漁港	3 漁港	3 漁港
	漁港	係留施設	2,152 m	2,114 m
		外郭施設	1,710 m	3,001 m
		管路	3,550 km	3,366 km
	トルギ	取水施設	38 施設	52 施設
	上水道	送水施設	18 施設	19 施設
		配水施設	45 施設	61 施設
地		取水施設	3 施設	3 施設
地方公営企業会計	工業用水道	 配水施設	1 施設	1 施設
営		管路	2,718 km	2,545 km
業	下水道	ポンプ場	369 施設	304 施設
会計		浄化センター	5 施設	5 施設
ēΙ			2 路線	2 路線
	交通	軌道事業	11.9 km	11.9 km
		病院(診療所含む)	3 施設	3 施設
	病院施設			
		病床数	529 床	697 床

<sup>※</sup> 国道は市道管理分のみの数値

<sup>※</sup> 公園数・公園面積は市管理分の数値

<sup>※</sup> 農道は市道管理分のうち、農道台帳整備済路線の数値

# (3)公共施設等の有形固定資産減価償却率の状況

熊本市が保有する公共施設等の有形固定資産減価償却率は、令和元年度(2019年度)末時点で58.3%となっています。平成30年度(2018年度)末時点の全国平均は60.3%であることから、全国的にも平均的な水準です。一方で、分野別の減価償却率を見ると、一部の分野で老朽化が比較的進んでいる状況にあることから、今後、計画的に長寿命化や更新を行っていく必要があります。

図表 行政目的別有形固定資産減価償却率

区分	主な公共施設	平成 27 年度 (2015 年度)末	令和元年度 (2019 年度)末
生活インフラ・ 国土保全	道路、橋りょう、市営住宅、公園など	51.1%	57.5%
教育	学校教育系施設、図書館など	64.3%	63.9%
福祉	老人福祉センター、幼稚園・保育園など	58.7%	66.9%
環境衛生	環境工場、クリーンセンター、斎場など	66.3%	62.4%
産業振興	くまもと森都心プラザ、動植物園、熊本城ホールなど	54.4%	31.3%
消防	消防署所など	51.5%	52.9%
総務	本庁舎、区役所など	62.3%	67.4%
	合計	56.4%	58.3%

<sup>※</sup>有形固定資産減価償却率:法定耐用年数に対して、資産の取得からどの程度経過しているか(老朽化しているか)を把握することができます。

# (4)保有する土地の状況

# 【保有状況】

熊本市一般会計及び特別会計では、以下の土地を保有しています。

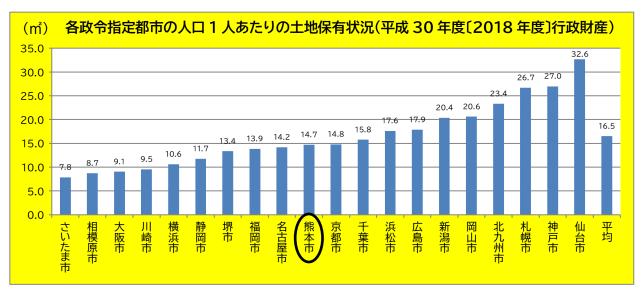
図表 令和3年(2021年)3月31日現在の保有状況

区分		地積(単位: m³)
本庁舎		166,105.06
行政機	消防庁舎	68,382.07
関の	その他の施設	746,249.33
公	学校	2,944,722.79
公共用財産	公営住宅	1,304,069.83
財	公園	3,050,873.20
産	その他の施設	2,528,096.51
	山林	404,293.68
	普通財産	498,728.82
合計		11,711,521.29

<sup>※</sup>令和2年度(2020年度)決算付属書(財産に関する調書)から抜粋

(参考) 平成30年度(2018年度)公共施設状況調査に基づく政令指定都市比較





保有する土地(行政財産)の面積総量は建築物と同様、政令指定都市の中では少ない方ですが、 人口1人当たりで見ると平均的な水準です。

# 【未利用土地の公売状況】

本市では、未利用となっている土地を一般競争入札により売却することで財源確保に取り組んでいます。近年の売却実績は次のとおりです(一般会計のみ)。

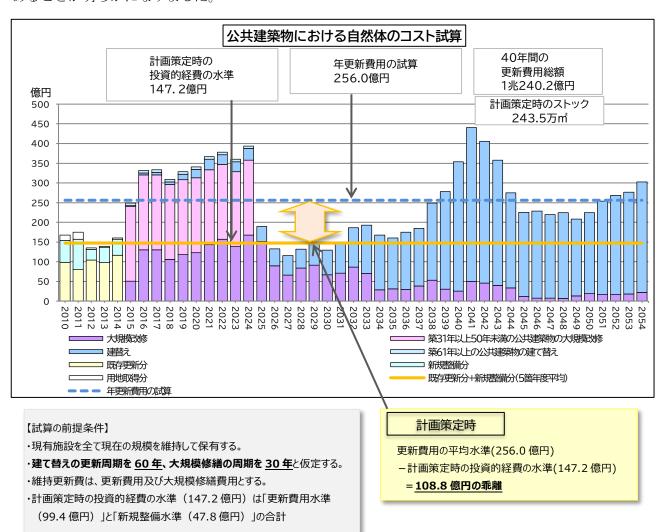
年度	売却面積	売却額
平成 29 年度 (2019 年度)	7,895.71 m <sup>2</sup>	12億2,300万円
平成 30 年度 (2018 年度)	3,363.13 m	1億7,700万円
令和元年度 (2019 年度)	4,380.68 m	4億800万円
令和 2 年度 (2020 年度)	1,618.38 mੈ	7,000 万円
合計	17,257.79 m	約 19 億円

# 4. 今後の公共施設等の更新等にかかるコスト試算

# (1)公共建築物における自然体のコスト試算

計画策定時に、当時保有していた公共建築物の資産総量を維持したまま保有・更新を行い、長寿命 化を図らず 60 年間使用するとした場合における更新費用の試算を行いました(以下「自然体のコスト試算」という。)。

各年度の更新費用は下図のとおりです。計画期間中(40年間)の更新費用は、総額で1兆円を超え、毎年度平均256億円が必要となる結果となり、当時の公共建築物における投資的経費の水準(147.2億円)を踏まえると、今後の公共建築物の更新費用を適正な水準に抑えていくことが必要であることが明らかになりました。



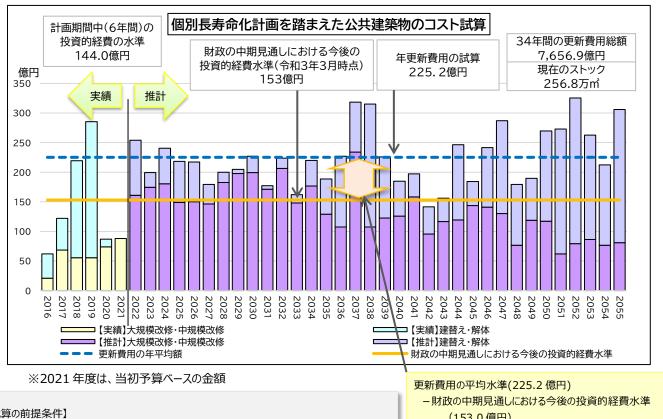
# (2)個別長寿命化計画等を踏まえた公共建築物のコスト試算

これまでに策定した個別長寿命化計画等を踏まえ、令和 4 年度(2022 年度)以降の公共建築物の 更新費用の試算を行いました(以下「個別長寿命化計画等を踏まえたコスト試算」という。)。

市営住宅、学校施設については、それぞれ「熊本市市営住宅長寿命化計画」「熊本市学校施設長寿 命化計画」に沿って、その他の施設については各施設で策定した個別長寿命化計画等に沿って大規模 改修や施設の建替えに要する更新費用の試算を行っています。

これにより、公共建築物の長寿命化を図ることで、毎年度の更新費用が約 31 億円抑制される見込 みとなりました。

なお、今後の公共建築物における老朽化の進行状況や、更なる資産総量の適正化に向けた取組など に連動して、各公共建築物に係る個別長寿命化計画等の見直しを行う必要があります。そのため、個 別長寿命化計画等を踏まえたコスト試算については、今後、本計画の改定とあわせて見直しを行って いくこととします。



#### 【試算の前提条件】

- ・現有施設を全て現在の規模を維持して保有する。
- ※資産総量の適正化に向けた取組(延床面積2割削減)による効果は見込んでいない。
- ・予防保全対象施設については、個別長寿命化計画等に基づきコストを試算する。
- ・経過観察保全対象施設については、自然体のコスト試算と同条件でコストを試算する。
- ・建替え等に伴い、今後解体を予定している施設の更新等のコストは試算対象としていない。
- (153.0 億円)
- = 72.2 億円の乖離

### 更新費用の平均水準(225.2 億円)

- -計画期間中(6年間)の投資的経費の水準 (144.0 億円)
- =81.2 億円の乖離

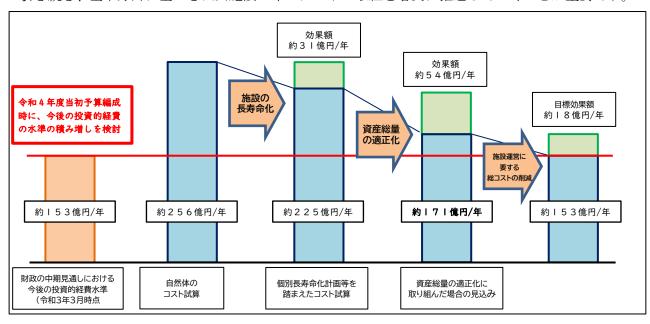
また、施設の効用を維持するための保守点検や小規模な修繕等についても毎年度 12.9 億円(平成 30 年度 [2018 年度] ~令和 2 年度 [2020 年度] の決算額から算定。指定管理者制度導入施設は除 く。)のコストが生じている状況です。今後も現在の水準で推移する見込みですが、施設整備時の設 計や保守点検等の発注方法の工夫などにより抑制を図っていく必要があります。

# (3)基本方針を踏まえた公共建築物のコスト試算

個別長寿命化計画等を踏まえたコスト試算に、資産総量の適正化の取組によるコスト削減見込みを反映した場合、今後の計画期間(34年間)で年平均171億円まで更新費用が抑制される見込みとなります。

さらに、資産総量の適正化に伴う施設の統廃合等によるランニングコストの削減に加え、施設の建 替え等の際における公民連携手法の導入、また、既存施設における運営手法の見直しやエネルギーコ ストの削減などによる施設運営に要する総コストの削減の効果も考慮すれば、財政の持続可能性は 確保されるものと考えられます。

引き続き、基本方針に基づき公共施設マネジメントの取組を着実に推進していくことが重要です。

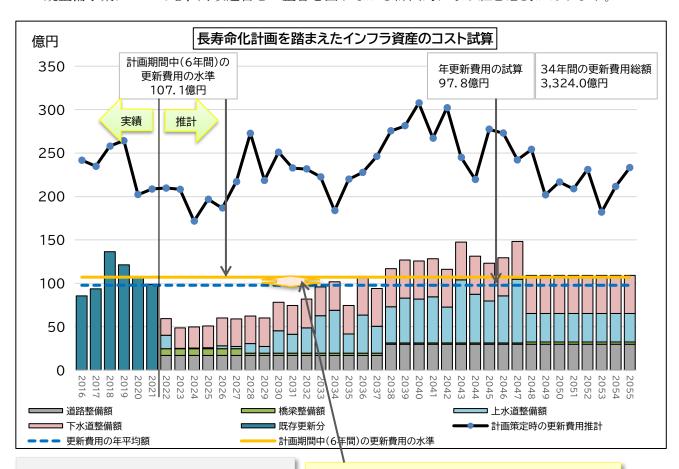


# (4)長寿命化計画を踏まえたインフラ資産のコスト試算

道路・橋梁、水道、下水道の各インフラ資産についても、それぞれの長寿命化計画を踏まえ更新 費用の推計を行ったところ、以下の結果となりました。

各インフラ資産において、予防保全的な取組による事業費の抑制に向けた検討を進めた結果、計画策定時の試算に比べ、更新費用の見込み額は大きく減少しました。

一方で、各インフラ分野においては、道路整備プログラムに基づく幹線道路等の整備や上下水道の未普及地域への対応などの新規整備事業に取り組んでおり、毎年度約172億円(平成28年度 [2016年度] ~令和3年度 [2021年度] 平均額)の財政需要が生じている状況です。これらの新規整備事業についても、財政運営との整合を図りながら計画的に取り組む必要があります。



【計画策定時のインフラ資産の更新周期は次のとおり設定】

- ·道路···15年 ·橋梁···60年
- ·上水道···40 年 ·下水道···50 年

※水道、下水道については、管路更新費用のみを推計

#### 【推計の前提状況】

- ・各インフラ資産の長寿命化計画に基づき試算
- ・試算を行っている期間以降の事業費は、推計期間の平均額としている。

更新費用の平均水準(97.8億円)

- -計画期間中の更新費用の水準(107.1億円)
- = ▲9.3 億円

# Ⅲ 公共施設等の課題

#### 1. 保有する建築物に関する課題

更新費用の試算結果から導き出されることは、今の水準・規模で公共建築物を維持し続けることが、費用的に困難であるということです。

今後、人口が減少する中で、施設の利用状況や地域バランス等を考慮しながら、施設の集約や廃止を進めていかなければ、増大する維持更新費用によって市の財政は破綻してしまいます。

逆に、財政的な理由で施設の維持更新が滞ってしまえば、安全面・機能面の問題で施設の継続利用ができなくなってしまいます。安全性を維持しながら、計画的に施設の維持更新を図っていくことは、市政運営上の大きな課題です。

このため、公共建築物の保有量を削減しながら、施設をできるだけ長く使えるように工夫していく ことが必要です。

なお、更新費用の試算は事業費ベースで行いましたが、実際には国費や地方債等の特定財源を最大限活用しながら、施設の更新に要する一般財源の負担を極力抑制していくことも重要な視点です。

また、市有建築物については、市有建築物耐震対策基本方針に基づき「市有建築物耐震化整備計画」を策定しており、本計画や本計画に基づく個別長寿命化計画との整合性を図りながら、耐震化を進める必要があります。

同時に、建築物及び建築設備、並びに附属施設の適正な保全を図り、施設の長期使用に取り組んでいきます。

これらの取り組みを進めながら、公共建築物の集約や移転改築等を検討する際には、都市マスタープランに掲げる「多核連携都市」の実現に向け、地域拠点等における都市機能の維持・確保や、その周辺や利便性の高い公共交通沿線における人口密度の維持に向けた居住の促進にも留意する必要があります。

さらに、連携中枢都市圏構想を踏まえ、近隣市町村と連携し、広域的視点から公共施設等の利活用 について検討するとともに、国・県が保有する施設との連携も図ります。

#### 2. 保有するインフラに関する課題

本市が所有するインフラ資産の中には、下水道の配管など建設後 60 年以上経過するものもあり、 老朽化が急速に進んでいます。

また、建設時からの社会情勢の変化などにより、ユニバーサルデザイン化や、耐震化などの防災機能の向上に向けた取組が必要なものもあります。

これらのインフラ資産の維持更新費用の増加については、財政的な制約の範囲内で、各分野で策定した長寿命化計画等に基づき、効率的かつ計画的に対応していくことが課題となります。

また、都市計画決定以降、長期にわたり事業が未着手となっている都市計画道路や都市計画公園などにおいては、各分野において、事業の見直しに向けたガイドラインを策定の上、順次検討を行ってきました。今後も、各インフラ資産を取り巻く状況の変化を踏まえ、必要な見直しに取り組みます。

# 3. 保有する土地に関する課題

これまで、新たな公共施設を建設してきた時期においては、敷地を新規に購入することで対応してきました。

しかし、公共建築物の更新費用推計を見ると、今後、公共施設の再編を行いながら、市の資産総量 を縮減させていく取り組みが必要であり、土地についても余剰が発生することが見込まれます。

保有する土地の総量は、他の政令指定都市と比較しても大きくはありませんが、今後の人口減少社会においては、規模の適正化を図ることが必要です。市有地を民間に売却することで、売却時の収入のみならず、固定資産税の増収にもつながり、財政運営にも寄与します。

したがって、施設の廃止や集約によって生じる跡地や市が保有する未利用地については、売却する ことを基本とします。

ただし、土地の所在地や周辺の公共施設の老朽化の状況によっては、施設の集約や建て替えの敷地としての活用が有効な場合も考えられることから、市有財産活用・調整会議などを通じて、有効活用策についても検討します。

なお、土地の売却や利活用の検討においては、立地適正化計画を念頭に庁内の連携を図ります。 また、公共建築物の建て替えにあたっては、用途地域ごとの建蔽率や容積率を考慮し、可能な限り 敷地の高度利用を図ることで施設の集約を進め、土地の有効活用及び保有量の適正化を進めます。

#### 4. 公共施設の管理上の課題

これまでの市の会計基準は、現金の収入・支出を集計することに主眼をおいた単年度会計です。 そのため、公共施設の建設から解体までに必要となる建設費、維持補修費、解体費等の直接経費は、 その都度、検討して決定し、その施設運営に携わる職員の人件費等を含めた管理経費等、ライフサイ クルコストを検討することは、あまりなかったと考えられます。

今後は、公共施設の建設費等のイニシャルコストのみならず、運営に要する費用を含めたライフサイクルコストを意識し、総コストを抑制する観点から整備や更新に取り組む必要があります。

本計画を踏まえ、市が保有する資産全体の現状を把握した上で、適切な維持管理や資産の有効活用の方策を検討していきます。

#### 5. コロナ禍における公共施設等の課題

令和元年度(2019年度)に発生した新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、長期間に亘り市民生活は制限され、市が提供する市民サービスの見直しや縮小が余儀なくされました。公共施設等においても、臨時休館や利用制限などをリスクレベル等に応じて実施している状況です。

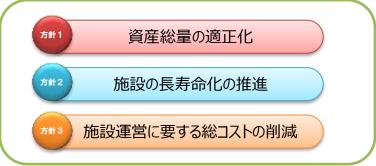
今後は、国が示す「新しい生活様式」のもと、デジタル化の進展などによる社会構造や市民のライフスタイルの転換に伴い、公共施設等の利用方法などに変化が生じることが見込まれることから、これらに対応して、それぞれの公共施設等における市民サービスや施設整備のあり方を柔軟に見直していく必要があります。

# Ⅳ 熊本市の公共施設マネジメントに向けた基本的考え方

# 1. 基本方針

これまで記載してきた現状及び課題を踏まえ、本市が財政の持続可能性を維持しながら、公共施設等を安全かつ適切に維持していくためには、老朽化への対策を講じつつ、人口減少社会にも対応した資産管理を行う必要があります。

本計画では、以下の3項目を基本方針として設定します。



# **資産総量の適正化**





公共施設等の設置目的及び人口減少や年齢構造の変化に起因する市民ニーズを踏まえた施設の役割・必要性について検討を行い、費用対効果を見極めながら資産総量の適正化に取り組みます。

更新等にあたっては、施設の複合化や類似施設の統廃合を図ることはもとより、国や県、あるいは民間の類似施設の配置を考慮しながら適正配置を目指すとともに、跡地の売却や有効活用を行うことにより、資産総量の適正化に取り組みます。

# 施設の長寿命化の推進





今後も活用していく公共施設については、定期的な点検・診断により計画保全に努め、計画的な維持修繕によって長寿命化を図り、長期的な視点で財政負担の軽減と平準化に取り組みます。

# ##3 施設運営に要する総コストの削減





建築物やインフラの新設にあたっては、整備後の補修を考慮した設計を行うことなどにより、修 繕費用の軽減を図るとともに、ランニングコストを抑制できるような工夫も行います。

また、民間企業等のノウハウや資金を積極的に活用することも検討し、PPP/PFI手法など、 民間活力の導入にも積極的に取り組みます。

さらに、施設の運営については、市民協働の視点や受益と負担の観点からも検討を行い、これまでのあり方を見直します。

# 2. 公共施設マネジメントの具体的な取組

基本方針を踏まえ、以下の具体的な取り組みを進め、資産のマネジメントを推進していきます。

# (1)資産総量の適正化

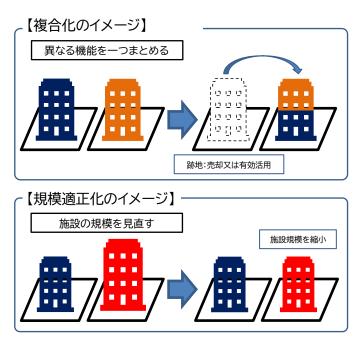
- ① 公共建築物
- i 総延床面積の削減目標

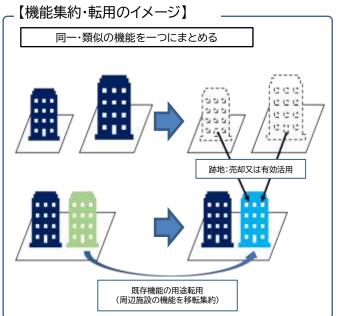
# 公共建築物の総延床面積を40年間で20%削減します。

本計画策定時の総延床面積(平成27年(2015年)4月1日時点)は、約243.5万㎡でした。 そのため、本計画の対象期間である令和37年度(2055年度)までに総延床面積を約194.8万㎡ まで削減することを目指します。

この削減目標を実現するため、市民ニーズ等を踏まえながら、既存施設の用途廃止や、更新・ 大規模改修等を契機とした複合化や機能集約、規模適正化などに取り組みます。

また、新規施設の整備においても、既存施設との合築など、延床面積の増加を抑制するための検討を行います。





# ii 資産総量の適正化に向けた検討

【検討の開始時期】

資産総量の抑制を図りながら公共建築物の再編を進めていくためには、対象となる施設を明らかにし、個別の対応を検討していくことが必要です。

検討にあたっては、対象となる施設のみならず、再編の可能性がある近隣の施設や、社会構造の変化等に起因する新たな市民ニーズ等も踏まえ、全庁的な検討を行う必要があります。

そのため、以下の基準に該当する施設については、対象となる施設の所管部局を始め、関係部 局を含めた全庁的な検討を順次行います。

- ・ 個別長寿命化計画において予定する大規模改修や建替えに向けた検討を実施する必要がある 場合 (大規模改修等の予定年度の少なくとも5年以上前)
- ・ 施設分野において横断的に検討すべき課題が生じた場合
- ・ その他、社会構造や市民ニーズの変化等を踏まえ検討すべき課題が生じた場合

#### 【検討フローと対応方針】

資産総量の適正化に向けた検討にあたっては、施設白書で把握する利用状況やコスト状況に 基づく二軸評価分析や利用者へのアンケート調査などを踏まえ、現在施設で提供している市民 サービスの必要性や効果について改めて検討を行うこととします。

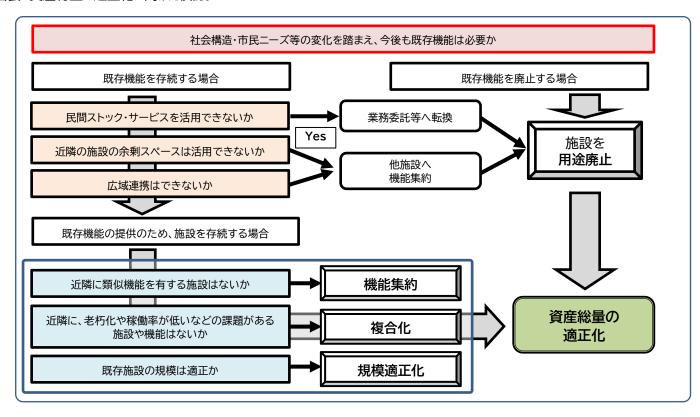
その結果、すでに市民ニーズに適合しないサービスとなっている場合や、設置当初の目的が薄れている場合は、施設の用途廃止を含め、施設のあり方について検討を行います。

また、既存サービスの提供を存続する場合であっても、次のフローを参考に検討を行い、施設の複合化、集約・転用、規模適正化などを進め、保有する資産の総量抑制に取り組みます。

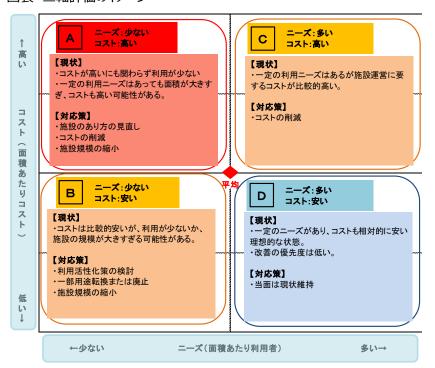
なお、施設の建替えを行う場合には、立地適正化計画や市域内での公共施設の配置状況を踏まえた適正配置についても検討を行います。

これらの検討によって用途廃止した建物については、速やかに除却し、早期に跡地の売却又は 有効活用に取り組みます。

#### 図表 資産総量の適正化に向けた検討フロー



#### 図表 二軸評価のイメージ



(例) 縦軸: コスト評価 施設の運営に要するコストを延床面積で割り、1 ㎡あたりのコストを算出 横軸: ニーズ評価 施設の延利用者数を延床面積で割り、1 ㎡あたりの利用者数を算出

#### iii 広域連携の取組

国が進める公的不動産の有効活用や相互利用の研究を行いつつ、県市で同じ目的の施設(公営住宅、スポーツ施設、ホール等)を保有している現状を踏まえ、県市の役割分担の明確化についても検討します。

また、本市を含めた近隣 17 市町村で構成する熊本連携中枢都市圏の取組として、公共施設の共同利用の推進を図ることとしています。共同利用を図る施設については、今後も熊本連携中枢都市圏を構成する市町村と協議し、圏域全体での公共施設のあり方について検討していきます。

# ② インフラ資産

インフラ資産の整備については、社会情勢や市民ニーズ(防災、ユニバーサルデザイン化、環境配 慮など)を適切に捉え、財政状況も勘案しながら、中長期的な視点で計画的に取り組みます。

整備や更新時には、長期にわたり維持管理がしやすい構造とすることで、経済性・合理性に配慮します。

また、社会情勢の変化や都市マスタープラン等を踏まえ、必要性の減少や将来のまちづくりに応じて既存インフラの廃止や再編等の検討を行います。

#### 3 土地

施設の統廃合等により生じる空き地については、売却することを基本とし、保有する土地について も高度利用を進めることで資産総量の適正化を図ります。

# (2)施設の長寿命化の推進

- ① 公共建築物
- i 計画保全について

# 「事後保全」から「計画保全」へ移行します

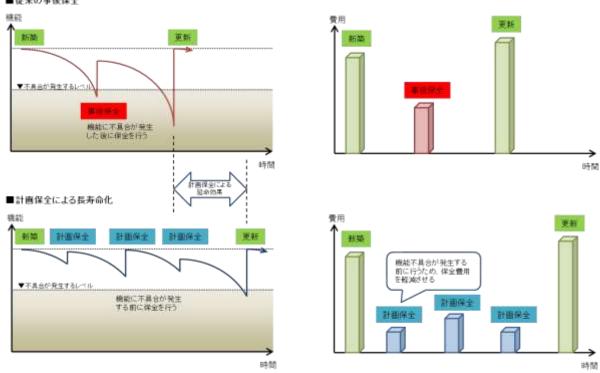
これまで本市では、多くの施設において、劣化や故障による性能の低下や異常が確認されてから後 追いで行う保全、いわゆる「事後保全」で対応してきました。

しかし、建築物を長期にわたり良好な状態で使用するためには、定期的な点検や診断により、建築物の劣化の進行状況を把握し、施設が持つ特性や機能を考慮した上で適切な時期に適切な保全を行うこと(計画保全)が重要です。

また、下図のように、性能に異常をきたすまで保全を行わなければ、建築物の寿命を縮め、更新のサイクルが短くなり、結果的に財政負担が増大することとなります。

今後、熊本市の公共建築物については、施設保全のあり方を抜本的に見直し「事後保全」から「計画保全」へ移行することで、建築物の長寿命化を目指します。

#### ■従来の事後保全



# ii 公共建築物の目標耐用年数

# 建築物を70年間使用することを基本とします

計画保全に移行するためには、建築物をどの程度使用するのか、目標耐用年数を設定することが重要です。目標耐用年数を設定することで、建築物の部位や設備機器ごとの修繕や更新のおおよそのサイクルを定めることができます。

本市では、これまで、建築物の劣化や機能の低下を理由に、おおよそ30年から40年で建て替え

を実施した施設もありました。今後は、建築物の長寿命化を図り、目標耐用年数を 70 年とすること を基本とします。

ただし、用途や構造上の理由で70年間使用できない建築物や、既に相当の築年数が経過し劣化進行度が著しい建築物については、目標耐用年数を個別に判断し、状況に応じた保全を実施します。

# iii 計画保全の対象施設

防災上重要な建築物や延床面積が200㎡を超える建築物のうち、重要度の大きい施設について予防保全を実施します

熊本市が有する建築物は、様々な用途や規模のものがあります。限られた財源で効率的に長寿命化を実現するため、地域防災計画で緊急避難所として指定を受けている建築物や、延床面積が 200 ㎡ を超える建築物のうち機能停止の影響が大きいものについて予防保全を実施します。

予防保全の対象となった建築物については、市有建築物保全要綱等に基づき、各施設管理者が保全 計画を策定し、部位ごとにその特性を考慮して時間計画保全や状態監視保全等の手法を用いて、効果 的な保全に努めます。

また、これら以外の建築物についても、適宜に経過観察を行い、状況に応じた保全を行います。



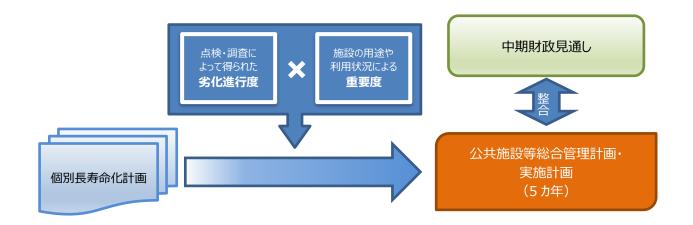
# iv 長寿命化計画の実施

保全の優先度を判定し、中期財政見通しとの整合を図ったうえで 公共施設等総合管理計画・実施計画を策定します。

今後、高度経済成長期やバブル期に建設された建築物が一斉に修繕・更新時期を迎えることになります。厳しい財政状況において、建築物ごとに策定された個別長寿命化計画を実行するためには、市有建築物全体をとおして優先度判定を行い、充当可能な財源を適切に割り振る必要があります。

本市では、個別長寿命化計画を取りまとめ、建築物の劣化状況や重要度等を加味し、対象建築物全体の中で優先度判定を行い、中期財政見通しとの整合を図ったうえで、公共施設等総合管理計画・実施計画を策定、計画的な保全に取り組みます。

なお、保全時期の集中や事業費のばらつきにより生じる年度間の財政負担の不均衡については、平成30年度(2018年度)に設置した「熊本市公共施設長寿命化等基金」を必要に応じて活用することで平準化を図ります。



# v 点検等の強化

点検等の仕組みを見直し、建築物の状態把握から適正な保全に つなげます

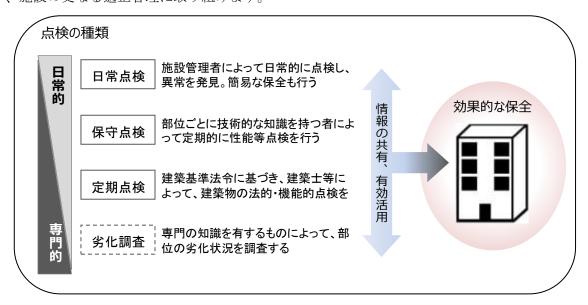
建築物を安全・適切に維持するためには、日頃の手入れや点検の積み重ねが重要です。また、点検により早期に異常を発見し、その情報を有効活用することで建築物の長寿命化にもつながります。

しかしながら、本市の現状として、老朽化が進んでいる施設も少なくなく、定期点検において老朽 化に伴う不具合も多々判明していますが、施設所管課に技術職員が配置されておらず、技術的知見に 乏しいなどの理由で不具合解消が十分に図られていません。

そこで、公共建築部門が市有建築物の保全を統括し、定期点検及び保守点検で得られた情報を施設 管理者と共有を図り、必要な技術支援を行うなど、不具合解消に向けた取り組みを強化します。

また、定期点検及び保守点検に加え、施設管理者等による日常点検を徹底し、施設の状態維持に努めます。このため、施設管理者の保全意識を高める取り組みとして、公共建築物点検マニュアル・点検チェックシートを用いた研修などを実施します。

このほか、指定管理者やビルメンテナンスなどの委託業務についても、点検水準の平準化等を図り、施設の更なる適正管理に取り組みます。



# vi 施設整備への取組

建築物の更新・新設時には、長寿命化や将来の複合化に資する 効果的な整備を行います

更新や新設を行う建築物は、ライフサイクルコストや将来の維持補修を意識した材料・工法の選定に努め、長寿命化につながる手法等を導入することを検討します。また、設備機器の更新の際にも、省エネ効率の高い機器の導入、民間活用の方策の1つである「ESCO事業」による整備などを検討し、ランニングコストの削減に努めます。

また、将来的な施設の用途変更も念頭に設計を行い、将来の社会情勢や行政サービスの変化に対応できる施設整備を目指します。

# vii ユニバーサルデザイン化の推進

全ての人にとって暮らしやすいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進します

本市では、これまで障がい者や高齢者に優しいまちづくりを目指し、スロープや多目的トイレの設置など、公共施設等のバリアフリー化に取り組んできました。

今後は、これらの取り組みに加え、妊婦や乳幼児、外国人等を含めた全ての人にとって暮らしや すいまちづくりを目指し、公共施設等のユニバーサルデザイン化を推進することで利用者の快適性 や利便性の向上を図ります。

# viii 長寿命化の推進体制

施設の長寿命化を推進するため、工事履歴や点検結果など必要な情報の蓄積及び共有化を図ります

建築物の長寿命化に向けて策定した個別長寿命化計画の効率的な実施を目的に、施設管理者を技術的に支援し、長寿命化事業を横断的に調整・統括するための体制を令和元年度(2019年度)に構築しました。

今後は、これまで整備してきた既存建築物を含め、過去の工事や点検・診断等の情報を整備し、施 設の長寿命化を推進するための必要な情報の蓄積及び共有化を図ります。

# ■ これまでの取組

年度	H29	H30	R1	R2	R3
長寿命化推進体制の構築	検	it		実施	
公共建築物点検マニュアル		作成		実施	
保全だよりの発行				実施	
市有建築物保全要綱				作成	実施
公共建築物長寿命化指針	検討	作成			
個別長寿命化計画【庁舎等】	中長期化	保全計画の策定	施設毎に作成	作成後随	時実施
個別長寿命化計画【住宅】	既存計画	の改定		実施	
個別長寿命化計画【学校】	長寿命化	計画策定		実施	

# ② インフラ資産

## i 保全対象施設

道路や河川等の各インフラ主要施設のみならず、 歩道橋等の附帯施設や公営企業会計施設も対象とします

本市が保有するインフラ資産には、道路や河川、公園、上水道、下水道等がありますが、それらインフラの主要部分だけでなく、歩道橋や排水機場、遊具等の附帯施設についても、計画的な維持管理に取り組みます。

なお、上水道や下水道、病院施設、交通(軌道)施設等の公営企業会計施設についても、インフラ 資産として取扱い、適切に保全を実施していきます。

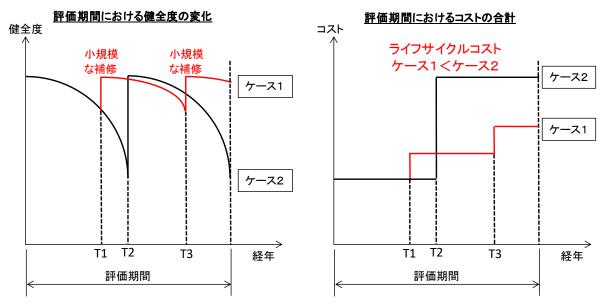
# ii 保全手法について

#### インフラ施設の特性に応じた保全手法を設定します

施設の保全手法の設定にあたっては、各インフラ施設の特性に応じて、安全性やライフサイクルコスト等を検討し、「予防保全」又は「事後保全」の保全手法を設定します。

### ライフサイクルコスト比較 (橋梁長寿命化修繕計画より抜粋)

ケース1: 予防保全型(機能が著しく低下する前に行う保全手法) ケース2: 事後保全型(機能の低下や停止後に行う保全手法)



# iii 長寿命化計画の実施

# 長寿命化計画に基づき、維持管理や更新を計画的に実施します

インフラ資産の各分野において、概ね長寿命化計画の策定を終えました。今後は、各分野において 長寿命化計画に基づき効率的、計画的に施設の維持管理や更新に取り組みます。

道路分野においては、主要幹線道路や生活道路では、施設重要度(損傷や機能を損失した場合の社会影響度や更新費用、防災上の位置づけ等)や稼働率等による劣化の進行度に差があり、同一管理水準で維持管理していくことは非効率です。

このため、舗装維持管理計画では施設重要度等により管理水準を定めて効率的な維持管理に取り 組んでおり、他のインフラ分野においても、必要に応じて施設重要度や稼働率等により管理水準や更 新周期を設け、効率的な維持管理に取り組むこととします。

また、市民生活の基盤となるインフラ資産については、地震等の災害時にもその機能を発揮することが求めれることから、更新等の際には、耐震補強などによる耐震性能の向上にも取り組みます。

なお、公営企業会計における施設の長寿命化計画については、会計ごとの経営戦略との整合も図ります。

図表 令和3年(2021年)4月1日現在のインフラ資産の長寿命化計画策定状況

施設分野	計画名称	策定年度	計画年度
	舗装維持管理計画	平成 25 年度	2014年度~
	橋梁長寿命化修繕計画	平成 25 年度 【平成 30 年度更新】	2014~2023 年度 (10 年間)
	横断步道橋長寿命化修繕計画	平成 30 年度	2019~2028 年度 (10 年間)
道路·橋梁 	道路トンネル長寿命化修繕計画	令和元年度	2020~2029 年度 (10 年間)
	道路標識長寿命化修繕計画	令和元年度	2020~2029 年度 (10 年間)
	大型カルバート長寿命化修繕計画	令和 2 年度	2020~2029 年度 (10 年間)
公園(都市公園)	公園施設長寿命化計画 (公園ごとに作成)	(施設別に策定)	(10 年間)
農道·林道	農道橋個別施設計画	令和元年度	平成 30 年度~ 令和元年度
農業用水路·排水機場	※熊本県にて作成	_	
農業集落排水施設	農業集落排水施設最適整備構想	平成 28 年度	2017年~2056年 (40年間)
漁港	漁港機能保全計画 (漁港ごとに作成)	平成 22·23 年度 【平成 27 年度改定】	2016~2065 年 (50 年間)
上水道事業·工業用水道 事業(公営企業)	水道施設更新計画	令和元年度	2020~2029 年 (10 年間)
下水道事業 (公営企業)	熊本市下水道ストックマネジメント計画	平成 29 年度	2018 年度~
交通事業(公営企業)	(熊本市交通局経営計画)	_	_
病院施設(公営企業)	熊本市民病院長寿命化計画書	令和元年度	2019~2055 年度 (37 年間)

# iv 点検の充実

# 施設の長寿命化を推進するための点検、体制等の充実を図ります

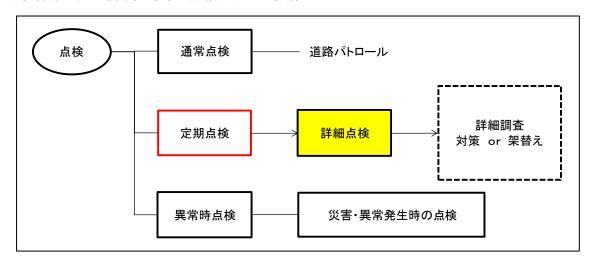
施設の長寿命化を実現するには、定期点検や異常発生時の点検だけでなく、日常的なパトロール等による損傷や劣化の早期発見と点検データの集積による劣化の進行予測が重要になってきます。

また、経年による損傷や劣化に比べ、地震等の災害により健全度に大きな影響が想定される施設については、特に災害発生後の点検等により、状態を適切に把握する必要があります。

今後は、施設の特性に応じた点検体系を定め、点検の充実を図っていきます。

また、点検や修繕等に必要な技術については、マニュアル作成等によって平準化を図るだけでなく、研修等により適切に継承を図っていきます。

#### 点検体系の例(橋梁長寿命化修繕計画より抜粋)



# (3)施設運営に要する総コストの削減

#### ①民間活力の積極的な活用

官民の役割分担を明確にし、PPP/PFIなどの手法を用い、民間活力を施設の整備や管理に積極的に導入するなど、民間事業者等の資金やノウハウを活用した施設の整備や管理に取り組みます。また、これらの取組を推進するため、令和元年度(2019年度)に設置した「熊本市公民連携プラットフォーム」において、民間事業者等との対話(マーケットサウンディング)を継続的に実施するとともに、職員における意識の醸成や知識・技能の向上を図ります。

#### ②運営手法の見直し

既存の施設についても民営化や市民協働の視点による管理形態の導入を検討し、市直営の施設については指定管理者制度や包括的民間委託を推進し、更なるコストの削減に取り組みながら、委託期間や選定基準等の見直しも検討します。

#### ③受益者負担の適正化

使用料等を徴収する施設については、常に県や他都市との料金水準の比較を行いつつ、収入とコストのバランスを考慮しながら、受益と負担の適正化を図ることで、市の財政負担の軽減に取り組みます。

また、現在無料で利用されている施設や駐車場などについても、同様の観点から有料化に向けた検討を進めます。

#### 4 広告収入や賃料収入の確保

ネーミングライツや広告収入の確保に努めるとともに、保有する資産を貸付けることなど、更なる 歳入の確保策について検討します。

#### ⑤エネルギー利用の効率化

照明のLED化や電力契約手法の見直し等を通じてエネルギーコストの効率化に取り組みます。

#### ⑥新技術等の導入

民間企業や研究機関との連携強化により、新技術や新制度を取り入れ、効率的かつ計画的な維持管理を行います。

# ⑦地方公会計と連携したセグメント分析(施設ごとの収支の把握)

減価償却費等の現金支出以外のコストを含めたフルコストで各施設の運営にかかる収支を把握分析します。

また、分析したデータを活用し、公共施設の管理の効率化に取り組みます。

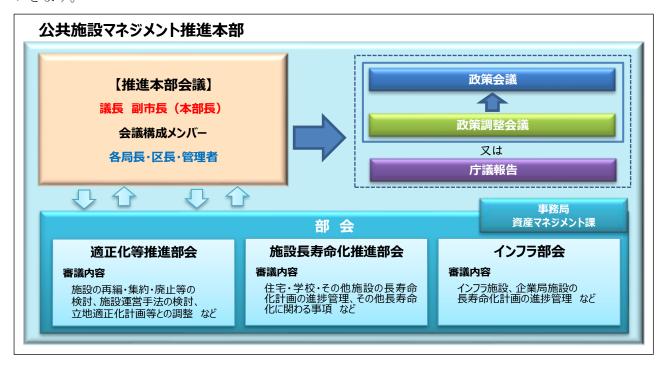
# Ⅴ 計画推進のために

# 1. 計画推進の体制

## (1)全庁的な計画推進体制

本計画に基づく取組を着実に推進するため、円滑な庁内連携や情報共有、進捗管理を行うことを目的として、「熊本市公共施設マネジメント推進本部」を設置しました。

企画部門、財政部門、施設所管課、都市整備部門、建築部門、公営企業会計等が相互に連携しながら長寿命化計画やまちづくりに関する各種計画との調整を図り、全庁的な体制で本計画を推進していきます。



公共施設等総合管理計画の推進に向けたPDCAサイクル



# (2)情報共有に関する体制

公共施設等のマネジメントを総合的かつ一元的に推進していくためには、施設情報を一元的に管理し全庁的に情報共有を図っていく必要があります。

公共施設等の配置状況や利用状況、維持管理コスト等の現状把握・分析を行う「施設白書」のデータについては、適宜ローリングを行うとともに、平成 28 年度 (2016 年度) 決算から作成している固定資産台帳等から得られる減価償却費など公会計情報なども活用しながら全庁的に共有できる体制を構築しています。

# (3)職員の意識改革

本計画を推進していくためには、施設管理や各種計画策定に携わる職員一人ひとりが本計画の趣旨を理解し、経営的な視点を持って業務に取り組むことが必要です。

そのため、職員研修等の機会を通じて啓発を行い、本計画に基づく各種取り組みの必要性を理解 し、社会経済情勢や市民ニーズの変化に柔軟な対応ができる職員の育成を図ります。

# **コラム** ~公民連携の推進に向けて~

今後の公共施設マネジメントの取組にあたっては、公民連携手法などの導入により民間事業者のノウハウ等を活用していくことが重要です。そのため、令和元年度(2019年度)に設置した「熊本市公民連携プラットフォーム」において、市職員の公民連携に関するノウハウや案件形成能力の向上に向けたセミナーを開催しています。



#### 【これまでの主なセミナーテーマ】

- ・PPP/PFI 推進の枠組みと国土交通省の取組
- ・地元企業における PFI/PPP 事業への取組
- ・「PPP/PFI事業の手続きの流れ」について など

#### (4)市民との情報共有等

多くの公共施設を実際に利用するのは市民です。

このため、公共施設等に関する課題への対応については、市民との情報共有に努め、市民参画と協働の取り組みを進めていく必要があります。

本計画の趣旨を市民の皆様に理解していただくため、市政だよりやホームページ、市民説明会等の機会を通じて情報を共有していくとともに定期的にアンケートを行うなど公共施設に対する市民ニーズの把握と情報共有に努めます。

また、施設白書の更新や計画の見直しなどについては、最新の情報を分かりやすく公表します。

# **コラム** ~市民との情報共有に向けた取組~

公共施設マネジメントの取組を推進するにあたっては、実際に施設を利用する市民との情報共有に努め、 市民参画と協働の取組を進めていく必要があるため、これまでに市民シンポジウムやワークショップなどを開催してきました。

# ≪これからの公共施設のあり方を考える市民シンポジウム≫

平成 29 年(2017 年) 10 月に、本市の公共施設の現状等について市 民と情報を共有するとともに、これからの公共施設のあり方、熊本市の未来 について、ともに考える機会として市民シンポジウムを開催しました。







# ≪公共施設マネジメントワークショップ≫

市民と公共施設の現状や各区のまちづくりの方針等を共有するとともに、これからの公共施設のあり方などについて一緒に考える「公共施設マネジメントワークショップ」を、令和元年度(2019年度)に各区1回ずつ(計5回)開催しました。

ワークショップでは、市内大学との連携のもと、地域住民や近隣大学の学生などに参加していただき、公共施設マネジメントゲーム(ボードゲーム)の体験を通じて、少子高齢化や人口減少を踏まえた「まち」づくりと「公共施設マネジメント」を考えました。





#### 2. 個別長寿命化計画(行動計画)の策定・見直し

これまでに、各施設の老朽化状況や保全実績等を把握の上、施設分野ごとに必要な長寿命化計画を策定しました。今後は、それぞれの長寿命化計画を踏まえ、計画的な更新等に取り組みます。

一方で、公共施設のあり方の検討や経年劣化の状況等を踏まえて、必要に応じて長寿命化計画の 見直しを行うことが必要です。

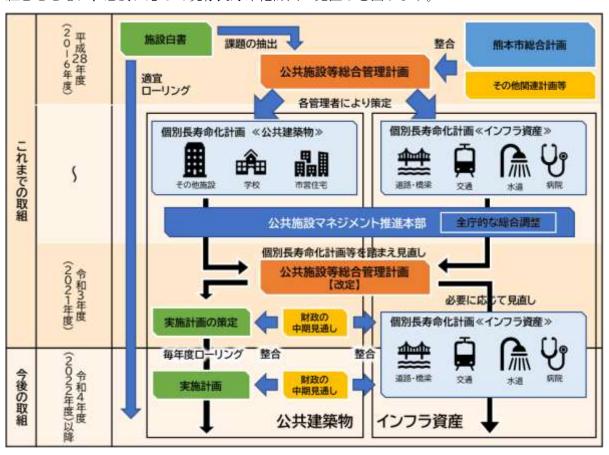
特に、公共建築物については、実施計画(行動計画)を策定し、毎年度ローリングを行うこととしており、実施計画のローリングとあわせて、各公共建築物の個別長寿命化計画の見直しを順次行います。

# 3. 今後の取組等

今後は、本計画の基本方針を踏まえ、施設分野別方針に基づき取組や検討を進めます。

公共建築物については、本計画の改定とあわせて、これまでに策定した個別長寿命化計画等を踏まえ、中期財政見通しとの整合を図りつつ、今後5年間の大規模改修や建替え等の計画を取りまとめた「公共施設等総合管理計画・実施計画」を策定します。その後、財政状況や個別の公共建築物のあり方の検討や劣化の状況等を踏まえ、毎年度ローリングを行います。

インフラ等については、各分野で策定した長寿命化計画に基づき、計画的な維持管理や更新に取り組むとともに、必要に応じて既存長寿命化計画の見直しを図ります。



#### 4. 本計画の見直し

本計画で定めた分野別方針の進捗管理を行うため、毎年度の各公共施設のランニングコストや利用状況等をデータとして整理し、「施設カルテ」を更新します。

さらに「施設白書」で分析を行う施設間比較や二軸評価を継続的に実施することで市民ニーズの把握に努めます。

これらのデータを活用し、公共施設の見直しに向けた検討を進めることで、本計画で設定した目標値の達成に向けた取組を進めます。

また、市民ニーズの変化を反映するため、総合計画を始め関連する計画との整合性を図りながら、 概ね5年ごとを目安に本計画の見直しを行います。